



Europäisches
Patentamt
European
Patent Office
Office européen
des brevets

Issue 3 | 2009

Patent Information News

CONTENT

- 2 インターネットからの引用に対する EPO の実践
- 3 論説
- 3 特許情報から特許知能への移行
- 4 ESPACE の 3 製品の差替え
- 4 2010 年末に ESPACE WORLD の製造停止
- 4 OPS v.1 が 2009 年 11 月に終了
- 4 公報コーナー
- 5 RESISTER PLUS の新たな URL
- 5 esp@cenet ユーザーへの豆知識
- 6 新たな特許情報研修
- 7 現在のアジアは？
- 8 韓国特許情報
第 1 部：韓国特許件数を読み解く
- 10 INPI の e-Administration プロジェクトの中核における特許情報
- 11 その他のニュース



“EPO data in depth” — 特許情報ニュースの新たな補足版 — のご紹介

18 年目を迎えた「特許情報ニュース (Patent Information News)」は、欧州特許情報の最新の動向を読者にお届けする、手軽で読み易い記事を中心に扱う出版物として発展してきました。

一方、より詳細な記事を求める読者もいるため、数年前に、ニュースレター、「INPADOC 特許ニュース (INPADOC patentnews)」が創設されました。このニュースレターでは、EPO データベース、またそこで扱われることになるデータを生み出す特許システムについての深く掘り下げた情報を提供しています。

2 つのニュースレターを 1 つに

特許情報ニュース (Patent Information News) と INPADOC

特許ニュース (INPADOC patentnews) の編集者は、2 つの出版物が共により近づきあうような、特許情報ニュースの補足版「EPO data in depth」を新たに創設することとしました。

「EPO data in depth」は、先行する 2 つのニュースレター同様、EPO の周辺のデータの最新の動向に焦点を合わせ、世界の特許システムがどのように動いているか、そしてデータがどのように生まれるのか、理解をしやすくする

手掛かりを提供することを中心に扱っていきます。

両方の編集チームはともに、これら 2 種の出版物がより幅広い読者に届けられること、大きな展望と深い知識が組み合わせられ、より包括的にニュースを取り扱うことができることを信じています。

「EPO data in depth」は、英語で出版され、季刊の特許情報ニュースと一緒に、年に 1 回か 2 回発行されます。

インターネットからの引用に対する EPO の実践

特許サーチャーは最先端の技術を調べることを必要とされ、ときにそれがインターネット上の資料であることがあります。しかし、インターネットは、記事の発行日がいつであるか、あるいはその日付から内容に修正が加えられているかが必ずしも明らかであるとは限らない点で、やや特殊な出版媒体です。

特許の専門家にとって、出版物の発行日を知ることは、大変重要なことです。特にその出版物が特許審査手続で新規性を欠かせるものとなりうる場合にはなおさらです。2007 年の初め、EPO 審判 T1134/06¹ の審決において、インターネット出版物の信頼性についての疑念に焦点が当てられ、特許法に関わる人々に大きな論議を引き起こしました。

手続きの一貫性を確保するため、EPO は現在、全ての審査官に対して指針を出し、インターネットからの引用に関する問題を取り上げている Official Journal² に情報を発表しています。

インターネットでの開示

原則として、欧州特許条約の第 54 条(2)及び特許協力条約の第 33 条(2)によれば、インターネット上での開示も、最新技術を形成するものとされています。例えばソフトウェア製品又は寿命期間の短い他の製品のオンラインマニュアル、手引き書のようなインターネット上でしか入手できない情報があります。

(例えばパスワードによる保護により) 限られた人々にアクセスを制限しても、アクセスするための支払いを求めたとしても、最新技術を形成しないものとなることはありません。

立証基準

インターネットの文献が出願又は特許に引用される際、特許性に関する決定のほとんどにおいて、立証の基準として可能性の衡量を行います。この基準に準じれば、主張されている事実(例えば、発行日)を単にその可能性がある、というだけでは十分ではなく、確かであることを審査部に納得させる必要があります。しかし、通常感じられる疑念を超えるほどの(「徹底的な」)立証は要求されていません。

多くの場合、インターネットでの開示においても明白な公開日を有しており、大抵は信頼性があるものとされ、またそうでない場合はその証明責任は出願人側にあります。審査官が、可能性の衡量により、その文献がある日に公知にされた結論付ければ、その日付が審査上の発行日となります。

立証責任

審査官による拒絶には必ず理由と裏付けが必要とされることに鑑みれば、可能性からみて、拒絶は根拠の確かなものです。そして、その拒絶に対する反証の立証責任は出願人側に移ります。審査官は、主張されたインターネット公開日に呈された疑問に対する出願人からのどのような弁明についても考慮しなくてはなりません。しかし、インターネット開示を信頼できるかできないかという一般論の陳述はあまり重視はされず、審査官の意見が揺らぐ可能性はまずないでしょう。

様々なインターネット開示の信頼性

技術雑誌

学術的な出版社のオンライン技術雑誌は特に重要で、これらの信頼性は従来の紙の雑誌と同じであり、信頼性は非常に高いものです。ただし、雑誌記事のインターネット公表の日付は、対応する紙での出版日より早い場合があり、出版予定日前にインターネット上に原稿を公表する雑誌もあることに注意してください。紙の出版物ではその原稿が許可されない場合、出版予定日前に公表されたものがその内容についての唯一の開示となる場合があります。

印刷出版物と同等の他の出版物

新聞、定期刊行物、並びにテレビ及びラジオ局は一般に、信頼性があると考えられる出版日を提供しています。学術機関、国際機関、公的機関及び標準化機構も、典型的にはこの分類に当てはまります。一部の大学では、著者が研究結果を学会又は雑誌に公表する前に電子形態で提出する、いわゆる学術情報リポジトリ (e-print archives) を行っています。この中には他では全く公開されることがないものもあります。

これまでになかった出版物

Usenet ディスカッショングループ、ブログ、メールリストの E メール保存記録又はウィキページのような供給源からの文献も従来技術を構成しますが、これらの公表日を確立するのは一層困難な場合があります。信頼性が一様でないことがあります。コンピューターが作成するタイムスタンプや、よく用いられる「最終更新」の日付は、信頼できる公表日として通常考えることができます。

日付が不正確、もしくは全くない開示

インターネット開示の公表日について確信が持てない場合は、インターネット記録サービス(例えば、www.archive.org)から更なる証拠を得られる場合もあります。このサービスは完全なものではありませんが、記録されたデータの信憑性を損なうものではなく、また情報の精度についていえば法的放棄文書を日常的に扱っているわけでもありません。

最終的に公表日が確定できない場合には、開示物を先行技術として審査目的で使用できません。しかし、開示物は出願人又は公共の利益になり得ると審査官が判断した場合には、出版物を(「L」文献として)調査報告書に引用することを選択する場合があります。これにより、開示物は EPO データベースに確実に保存されるので、抽出日を出版日として、今後の出版物と対照して検索し、引用することができます。

1) <http://legal.european-patent-office.org/dg3/biblio/to61134eu1.htm>

2) www.european-patent-office.org/epo/pubs/ojo09/o8_09_09/o8_4569.pdf

欧州における EPO のアジアヘルプデスク

今回の特許情報ニュースの 8 頁と 9 頁の記事は、韓国の特許文献の複雑な番号システムについて記載しています。編集者がこのトピックに 2 頁全てを割くと判断したことは、特にアジアの特許情報に関して、特許情報の分野がいかに複雑であるかを示しています。そこで、EPO のアジアヘルプデスクの出番です。

彼らの目的は、欧州のユーザーにとってアジアの特許情報を身近でわかりやすいものにする、という非常にシンプルなものです。

アジアのグループは、日本、中国、韓国の特許情報に関する比類ない専門知識を提供する特有のサービスだと思います。彼らが長年に渡り高い評価を得てきたのは、チーム内で主題についての深い知識を構築し、かつそれを簡明で理解し易い方法でユーザーに伝えていることにあります。

このグループは今年拡張して、現在いる日本語及び中国語の話し手に加えて、韓国語を話せる人も加わりました。さらに、近年は、インドの特許情報を十分に理解するように鋭意努力しています。

欧州における革新的な活動を支援することは、EPO の活動の一つです。多くの企業が、アジアとは競争関係にあり、相手がどのようなことをしているか理解する必要があると考えています。アジア市場に投資することを望み、その地域に存在する特許について知る必要があると考えている企業は

たくさんあります。そこで、EPO のアジアヘルプデスクは、アジアの特許情報を使用したいと考えるあらゆる人をサポートし、情報の背後にある特許制度を説明し、アジアの特許データを最大限に活用するために利用できるツールの理解を提供しています。

戦略的なレベルで、EPO は、日本、中国、韓国と頻繁に接触しています。ここでも、組織内でのアジアの専門知識は必要不可欠であり、欧州ユーザーの必要性を念頭において、特許情報事項を検討するようにしています。



Richard Flammer,
Principal Director Patent Information

Richard Flammer
特許情報主席部長

政策事項

特許情報 (patent information) から特許知能 (patent intelligence) への移行

今年の EPO 特許情報会議において、EPO がユーザーからの意見を求めているトピックの 1 つは、「特許知能」です。

EPO は、特許情報を収集して配信することにおいて豊富な経験がありますが、技術が進歩し、ユーザーの期待が変化しているため、従来の「狩猟採集民」方式での情報収集以上のやり方を考え始めるべきであり、また考え始めることができると我々は強く認識しています。人類の進化において多くのことが起こってきましたが、我々は、更に進化した情報伝達ツールやシステムの使用に関心を向けなければなりません。しかし、前に進む道の見通しは全く

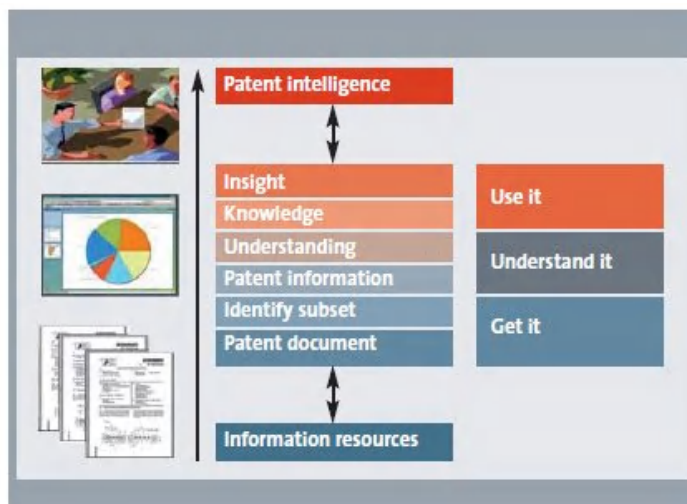
分かりません。

現在分かっている主要な概念をイラストで示しますが、例えば Rich Internet Technologies

に基づくツールは、現在、改良した試作品段階にあります。次回の特許情報会議で特許情報ユーザーから収集したいことは、採用する必要がある方針を

より良く理解し易いものへと導いてくれる意見や指摘です。

会議に出席する予定があり、特許情報／知能の今後についてご意見がある方は、予定される議論の場又は EPO の席で、ご意見を伺いたと思います。



ESPACE の 3 製品の 差替え

GPI-Global Patent Index は、EPO の長年にわたる ESPACE ACCESS、FIRST and ACCESS-EPC シリーズに代わる新たなオンライン製品であり、あらゆる範囲の新たな検索の可能性を提供します。

MIMOSA 検索ソフトを備え、GPI は以下の主な特徴を提供します。

- MIMOSA の検索能力を兼ね備えた、esp@cenet で使用されるデータ
- さらに検索可能で分かり易い、データの詳細な索引付け
- 約 100 の異なる検索基準
- 毎週のオンラインアップデート
- 検索クエリーを保存して再使

用するためのクエリー管理

GPI は、全世界の技術水準の調査及び特許監視のツールとして設計されています。

2010 年 1 月から、GPI は 1 パスワードあたり年間 710 ユーロの費用がかかります。ESPACE ACCESS、FIRST and ACCESS-EPC は中止します。

GPI についての更なる情報は、www.epo.org/gpi を参照してください。



3 つの製品が 2009 年末には GPI に差し替えられます。

2010 年末に ESPACE WORLD の製造停止

EPO は、最も古い製品の製造を停止する予定です。

ESPACE WORLD は 1990 年に発売され、デジタル版の PCT 国際特許出願公開を初めて多くのユーザーに届けた先駆的存在でした。1 メートルの棚のスペースを、たった 1 枚の CD-ROM に代えることができました。10 年後、CD-ROM は

DVD に代わりました。しかし今や、インターネットを介した信頼できる迅速な特許文献へのアクセスができるため、ESPACE WORLD の終わりが来ているのです。

利用者には、ESPACE WORLD の製造が今年末に停止されることを既に報告してあります。

OPS v.1 が 2009 年 11 月に終了

2003 年に導入された Open Patent Services (OPS) は、esp@cenet と同じデータにアクセスするウェブサービスですが、機械同士の情報伝達を考慮して、人専用の esp@cenet サービスからより特定のプラットフォームに、自動 (ロボット) アクセスを移行させることができます。

EPO は、完全に改訂して機能を拡張した OPS (バージョン 2) を 2008 年に発売し、現在、旧バージョン 1 を使用中止にする準備をしています。OPS v.2 の最近のメンテナンスリリースと 2009 年の第 2 四半期の技術文書化の完了とともに、EPO は、旧 OPS v.1 に全面的に代わ

る信頼できる完全なサービスを提供する立場にあります。OPS v.2 への移行を促進するために、EPO は、2009 年 11 月まで OPS v.1 の運用を続けます。

OPS v.1 の更なる延長は予定しておらず、サービスが中断されないよう、できるだけ早く新たなバージョン 2 に移行することをユーザーに推奨しています。

詳細については、<http://ops.epo.org> にアクセスするか、ops@epo.org までメールをお送りください。

公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、EPO 公報についての統計と一般情報を読者に提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願 (欧州特許 PCT 出願) の統計は含まれていません。これらは WIPO により公開されており、英語、フランス語、ドイツ語以外の言語でない限り、EPO では入手できません。現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2009年1月~9月			
	2009年の 週平均	2009年1~9月 の合計	2008年との 対比
EP-A公報			
EP-A1	849	33,097	6.5%
EP-A2	403	15,711	-7.3%
EP-A1 + A2の合計	1,251	48,808	1.6%
A1+A2の合計に占める EP-A1の割合	67.8%		4.8%
EP-A3	338	13,794	4.5%
EP-B公報			
EP-B1+B2	1026	40,003	-10.0%

REGISTER PLUS の新たな URL

7 月に、Register Plus は新たなホームページ www.epo.org/register に移ります。

Register Plus を誰が使用し、なぜユーザーの履歴に全く新しい兆候が残されたのかを説明するため、EPO は去年の夏にオンライン調査を実施し、その結果、ユーザーコミュニティが、予め予想していたよりもはるかに多様であることが明らかになりました。この情報により、弁理士や出願人だけでなく、ビジネスアナリスト、研究者、競合他社の情報専門家も含む新たに分かった広範なユーザー群の必要性に沿った Register Plus の指標が提供されました。

まず、Register Plus には、機能を変更せずに特有の場所を設けました。Online Services ポータルからの Register Plus のリンクは、当分の間そのまま使えますが、リンクやブックマークを更新することをお勧めします。

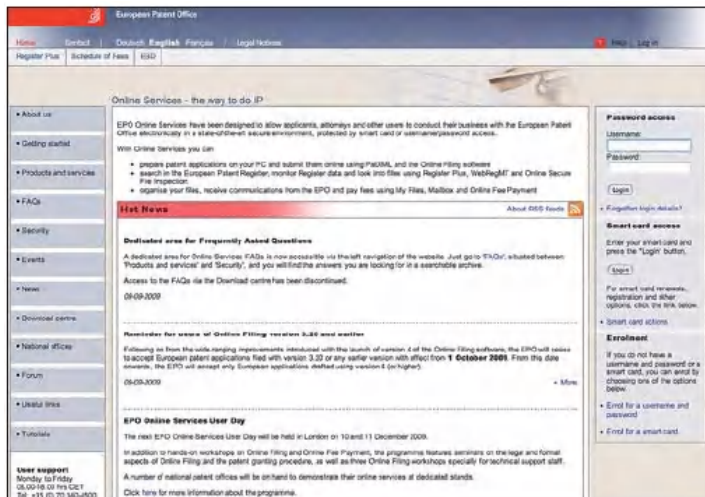
この移転は早速多くの利点

をもたらしています。

- ナビゲーションの改善 (例えば、「戻り」ボタン操作)
- スマートカードやユーザー ID/パスワードでログインすることなく、誰もが Register Plus を安全な (https) 検索環境で使用可能
- 検索及び検索結果の保存
- 新たな環境は、文脈依存ヘルプ、ニュース速報、データベース内容情報及び論説内容へのリンクの作製が可能

2009 年には、以下のような新たな機能も加わります。

- 3 つの言語全ての文献のタイトル
- 標準化されたデータフォーマット
- DG3 決定への改善されたリンク
- 出願のタイトル検索
- 検索基準の強調
- CQL 検索言語による新たな単一検索ボックス



(esp@cenet の SmartSearch と同様のもの)

WebRegMT は、ユーザーのログイン、優先設定及び通知送付の点から見ると、通常に機能し続けています。

Register Plus のチームは、新たな場所や今後提供される新たな機能について、ユーザーからの意見を求めています。そして、いつものように、提案、要望又は批判を歓迎します。

オンライン特許情報製品チーム (opus@epo.org) 宛に、メールをお送りください。

esp@cenet

esp@cenet ユーザーへの豆知識

この新たな定期的コラムでは、EPO の esp@cenet ヘルプデスクチームの専門家が、ユーザーから受けた質問に基づいて有用な豆知識を伝えていきます。本号では、PCT と US 公報の番号フォーマット及びフランスの文献に注目します。

PCT 出願番号の検索

esp@cenet での PCT 出願番号検索では、要求されるフォーマットが通常と少し違うので、検索しにくい可能性があります。フォーマットは、WO 国コードの後に、出願年 (4 桁)、出願書類が提出された国の国コード (2 文字) 及び 5 桁の連続数字から構成されます。全体として、合計 13 字の固定長文字列になります (最初のゼロを省

PCT application number	Format in esp@cenet
PCT/MX2007/000062	WO2007MX00062
PCT/IB2007/051010*	WO2007IB51010

*IB は、国際事務所 (International Bureau) (すなわち、WIPO 自体) が PCT 受理官庁であるので、国際出願番号に現れる。

く必要がある場合もあります)。

US 公報番号フォーマット

公開された US 出願の公報番号は、US 国番号の後に 11 桁あり、例えば US2004/0046892 というように、最初の 4 桁は公開年を表しています。

esp@cenet では、現在のシステム制限の 10 桁内にするため

に、年の後の最初のゼロを取る必要があります (例えば、US2004046892)。

フランス登録特許

EPO は、フランス特許庁から登録特許を受理しないので、フランスの「B」文献 (又はその画像) は、esp@cenet の全世界特許データベースにおいて入手できません。これらの登録特

許について入手できる唯一の情報 は書誌データであり、「Bibliographic data」のタブで確認できます。しかし、フランス特許庁の esp@cenet 特許インターフェース (<http://fr.espacenet.com>) で、フランス登録特許を検索することができます。

新たな特許情報研修

教室での研修

EPO は、ウィーンでの今年の研修日程表に2つのセミナーを加えました。

— IPscore を用いる特許ポートフォリオ管理 (2009年11月16~17日)

— 第5回 EPO 特許情報上級セミナー (2009年11月23~26日)。

詳細及び登録情報は、www.epo.org/topics/ip-events/patent-event-search.html の検索可能な IP 日程表で確認できます。

今年11月のピアリッツでの EPO 特許情報会議に出席する方で、会議プログラムを添付した新たなトピックを多く取り上げた特別に企画された研修コースに興味を持たれる方がいるかもしれません。会議での研修日は11月2日と5日で、詳細は、www.epo.org/about-us/events/pi-conference/training.html をご覧ください。

バーチャル教室での研修とライブ速報

2009年の最後の3ヶ月で、オンライン特許情報関連イベントがあります。毎月のオンライン特許情報ニュース速報の他に、30分間の最新情報講座がその月の(8月と12月を除く)最終木曜日に行われる予定であり、新旧の題材に関する多数のバーチャルセミナーがあります。詳細は、表を参照するか、又は EPO ウェブサイトの検出可能な日程表をご確認ください ("Medium" の欄の "Online training" を選択して、バーチャルライブイベントに検索条件を追加してください)。

上記及びその他のイベントの詳細は、www.epo.org/learning をご確認ください。か、又は Roland

EPO patent information training events Q4/2009		
法的情報源の概要	2009年10月20日	オンライン
パテントファミリー—非常に簡潔な紹介	2009年10月21日	オンライン
EPO の Global Patent Index 及び EP4weeks—紹介	2009年10月22日	オンライン
ip4inno ワークショップ	2009年10月26~27日	ミュンヘン
毎月のオンライン特許情報ニュース速報(トピックは未定)	2009年10月29日	オンライン
2009年のEPO特許情報会議における研修	2009年11月2日,5日	ピアリッツ
特許情報の必須事項	2009年11月11日	オンライン
特許情報製品の概要	2009年11月12日	オンライン
IPscore による特許ポートフォリオ管理	2009年11月16~17日	ウィーン
第5回 EPO 特許情報上級セミナー	2009年11月23~26日	ウィーン
毎月のオンライン特許情報ニュース速報(トピックは未定)	2009年11月26日	オンライン



Feinäugle 宛に training.vienna@epo.org までご連絡ください。特許情報研修に関するお知らせを電子メールで受け取りたい方は、<https://secure.epo.org/patents/email/pi-training/index> のオンラインフォームから登録してください。

研修はどこで確認できるか？

EPO のウェブサイト www.epo.org/topics/ip-events/patent-event-search.html のイベント検索機能で確認できます。

- 特許情報関連研修コースのみ(対面式とオンライン式の両方)を表示するには、"Topics" のドロップダウンリストで "Patent documentation and information" を選択してください。
- EPO イベントを限定するには、"Event provider" のドロップダウンリストで "EPO training events" を選択してください。
- "virtual classroom" セミナーだけを選択するには、"Medium" のドロップダウンリストで "Online training" を選択してください。

現在のアジアは？

ご存知でしたか？

IPOS はシンガポール特許制度の改正を計画

シンガポール特許庁 (IPOS) は現在、特許制度の項目を見直している最中であり、「自己評価制度」、出願手続き、期限の延長、権利の回復、更新予告、並びに医薬第 2 用途クレームなどの項目を見直しています。

さらに詳しい情報や協議文書、コメントフォームは、以下のサイトでご覧いただけます。

www.ipos.gov.sg/topNav/leg/PUBLIC+Consultations.htm

台湾が特許権の存続期間延長条項を改正

2009 年 4 月、台湾特許庁 (TIPO) は、特許権の存続期間の延長に関する「発明特許の実質的審査のためのガイドライン」の第 8 章の改正を発表しました。改正は、以下の通りです。

- どの特許が存続期間延長を受けられることができるかの規定
- 医薬品及び農薬をどのように定義するか
- 延長期間中の権利の範囲
- 日付の決定及びその他の基準についての明確化

英語でのさらに詳しい情報は、以下のサイトでご覧いただけます。

www.tipo.gov.tw/ch/News_Content.aspx?NewsID=3738

TIPO の「発明特許の実質的審査のガイドライン」の第 8 章における新たな条項は、以下のサイトでご覧いただけます。

www.tipo.gov.tw/ch/News_Content.aspx?NewsID=3657 (中国語のみ)

中国が IP 関連法及び規定の新たなプラットフォームを開始

今年 7 月、無料の二ヶ国語「中国 IP 法検索」プラットフォームが開始しました。この検索ツールにより、ユーザーは、中国における特許及び商標法、著作権法、顧

客保護、不正競争、並びに知的財産保護及び執行のその他の重要分野に関する判例を検索することができるようになります。

「中国 IP 法検索」の英語のインターフェースには、以下のサイトからアクセスできます。

www.ipr2.org/ipsearch/

IP India ホームページ上で商標及び地理的表示を検索可能

インド特許庁は、「IP India」ホームページの検索サービス機能を改良し、出願番号により、インド国内の商標の出願状況及び地理的表示を照合できるようになりました。

検索インターフェースには以下のサイトからアクセスできます。

www.patentoffice.nic.in/ (「出願状況—商標」又は「GI」をクリック)

PATENTSCOPE がアジアの対象範囲を強化

世界知的所有権機関 (WIPO) の PATENTSCOPE データベース (www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp) には現在、シンガポールとベトナムの特許庁についての国内段階の情報が収録されています。この情報は、国際出願の「国内段階」タブをクリックすると表示されます。

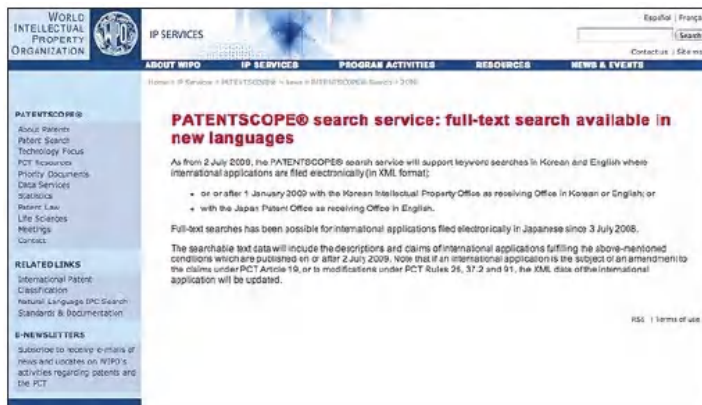
PATENTSCOPE に国内段階情報が収録されている国のリストは以下のサイトでご覧いただけます。

www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp

さらに、2009 年 7 月 2 日以降に電子出願され、公開された韓国 PCT 出願の明細書と請求の範囲は、PATENTSCOPE データベースにおいて韓国語と英語のキーワードで検索できます。

WIPO からの発表に、さらに詳しい情報があります。以下のサイトをご覧ください。

www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2009/news_0006.html



www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2009/news_0006.html

TIPO の TWPAT データベースに参考文献も収録

台湾特許庁 (TIPO) は無料 TWPAT データベースの機能性を強化しました。2008 年 1 月 1 日以降に公開された特許及び実用新案について、参考文献及び引用文献へのリンクが、中国語検索インターフェースで閲覧可能です。さらに、新たな検索項目が追加され、結果を表示するオプションも拡張されました。

TWPAT データベースは、以下のサイトで利用できます。

<http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwo/tipotwkm> (中国語のインターフェース)

<http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwo/tipotwekm> (英語のインターフェース)

新しい全ての機能に関する詳細な説明は、以下のサイトでご確認いただけます。

<http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwo/help/doc/training02.htm> (中国語のみ)

韓国特許庁 (KIPO) が自動料金支払いサービスを導入

2009 年 7 月から、韓国特許庁 (KIPO) への出願者は、自動料金支払いサービスの登録をすることができます。このサービスは、あらゆる特許関連料金の支払いを容易にするものです。さらに詳しい情報は、以下の KIPO のホームページでご覧いただけます。

<http://kipo.news.go.kr/> (韓国語のみ)

日本国特許庁 (JPO) が無効審判の日程をオンラインで公表

日本国特許庁 (JPO) は、今年 7 月より、公式の日本語のホームページで、無効審判の開催予定日の公表を開始しました。2か月先の日付まで閲覧することができます。以下のサイトをご覧ください。

www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=t/orikumi/t_torikumi/kousyosyo.htm (日本語のみ)

インド特許庁 (IP India) が新しい「Patent Office Procedure (POP)」を発表

インド特許庁の新しい「Patent Office Procedure (POP)」は、2009 年 7 月 1 日から有効になり、「IP India」ホームページから PDF で閲覧できます。この文書には、特許、意匠及び商標の出願に関する手続き上の事柄についての公式ガイドラインが含まれ、以下のサイトからダウンロードできます。

<http://ipindia.nic.in/ipr/patent/manual.htm> (「特許庁手続き」をクリック)。

アジアの他のニュースについては、以下のサイトをご覧ください。

<http://eastmeetswest.european-patent-office.org/news>

韓国特許情報

第1部：韓国特許件数を読み解く

1960年代、世界で最も貧しい開発途上国の1つだった大韓民国*は、頻りに引用される漢江の奇跡のおかげで、主要工業国の1つとなりました。

それゆえ、(地理学的に)比較的小さなこの国が、去年、世界で第4位の出願数を記録する特許大国になったことは驚くまでもありません。2007年4月以来、韓国特許文献は、PCT最小限資料の一部でもありました。特許情報ニュースでは、韓国特許及び実用新案の検索方法についての実用的ヒントと共に、様々な書類形式や番号様式の紹介を始めとする一連の項目について韓国特許をクローズアップしていきます。

読者の多くの方はもちろん、esp@cenet 又は他のデータベースのいずれかで韓国特許及び実用新案を検索したことがあり、必要とする結果を必ずしも簡単に見つけられないということをご存じでしょう。問題は主に、1983年から韓国特許法に改正が加えられたことによって、表1に示すように、公開の形式及び関連する番号様式の両方に多くの変更がなされたことに起因しています。

以下の情報は、韓国の文献を検索するユーザーにとっては特に興味深いものでしょう。

Type of IPR	1948	1983 (1 March)	1997 (1 July)	1999 (1 July)	2006 (1 October)
特許	審査書類の公開 (付与前) (B) (Gonggo 公告)	未審査公開(A) (Gonggae 공개)			
		審査書類の公開 (付与前) (B) (Gonggo 公告)	特許(審査済、付与後)の公開(B) (Deungnok 등록)		
実用新案	審査書類の公開 (付与前) (Y) (Gonggo 公告)	未審査公開(U) (Gonggae 공개)		実体審査 廃止	未審査公開(U) (Gonggae 공개)
		審査書類の公開 (付与前) (Y) (Gonggo 公告)	実用新案の公開 (審査済、付与後) (Y) (Deungnok 등록)	登録された実用新案の公開 (Y) (Deungnok 등록)	実用新案の公開 (審査済、付与後) (Y) (Deungnok 등록)

表1：韓国特許法への改正による公開の変更

1983年以前の未審査公開

A又はU文献(Gonggae：公開)としての出願の早期公開は、1983年3月1日の特許法改正まで導入されていませんでした。

2つの異なるタイプのB及びY文献

1997年6月までは、審査済のB及びY文献は、付与前に公開されていました(Gonggo：公告)。しかし、1997年7月1日から、付与後に文献が公開されるようになりました(Deungnok：登録)。これら2つの形式の違いは、Gonggo(公告)文献は、付与された権利の範囲を必ずしも反映しないということです。なぜなら、このシステムでは、公開と付与の間(例えば、異議申立て後)にさらに補正を行うことが可能だったからです。

実用新案の実体審査

韓国では、実用新案及び特許のいずれもが実体審査を受け

ます。これは、審査が一時的に廃止されてU文献が存在しない1999~2006年までの期間を除き、韓国の実用新案も2つの公開段階(U、Y)を含むことを意味します。

1つの番号で複数の文献

1997年8月まで、特許及び実用新案の両方について出願、未審査公開、公開番号に同じ様式が適用されていました。これは紛れもなく、番号検索を行うユーザーに混乱をもたらす恐れがあります。なぜなら、1つの番号が、最大6件の異なる文献のいずれにも関連する可能性があるからです！

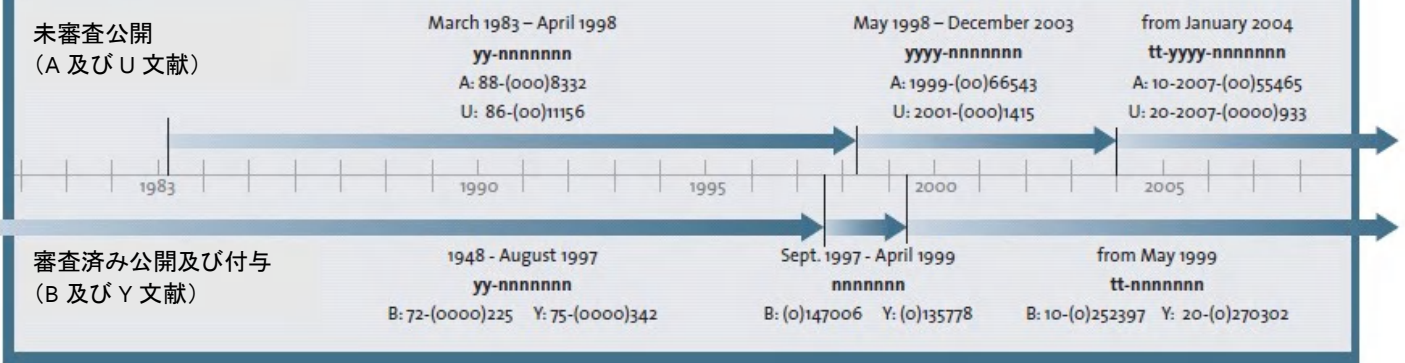
1990年代末から別様式

最近の文献の状況はそれほど複雑ではありません。Deungnok(登録)文献は、1997年9月から独自の番号様式を有しているので、Gonggae(公開)文献とは容易に識別できます。1999年(Deungnok(登録)文

献公開)及び2004年(Gonggae(公開)文献公開)に2桁のIPR式コードが導入されたことでさらに改善し、これによって初めて、文献番号を用いて特許と実用新案が区別できるようになりました。

*注：分かり易くするため、本誌では、大韓民国(南朝鮮)を示すのに「韓国(Korea)」を用いることにします。

Fig. 1: Changes to number formats since 1983³⁴

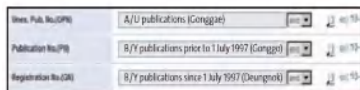


esp@cenet 及び KIPRIS での韓国文献の検索

韓国文献の検索を始めるのにちょうどいいサイトは esp@cenet であり、韓国特許の明細書（韓国特許の要約）の英語の要約に基づく参考文献を見ることができます。韓国の文献が特許ファミリーの1つであれば、同じ発明の英語の明細書も容易に見つけることができます。しかし、esp@cenet には現在、韓国の全公報の約半分しか収録されていません。特に、2000年以前の A 文献及び U 公開の取扱い範囲は非常に限られています。また、今のところ、2005年以降の文献については英語の要約がありません³。

韓国文献をより広範囲に検索するために、韓国特許庁 (KIPO) に代わって韓国特許情報院 (KIPI) が管理している無料の KIPRIS (韓国知的財産情報システム) のデータベースを利用できます。KIPRIS は、全範囲の韓国公報へのアクセス (英語版サーチエンジンを介して) を提供しています。ユーザーは、参考文献のデータだけでなく、韓国語版の全文もダウンロードできます。また、KIPRIS 韓英自動機械翻訳 (K2E-Pat) サービス⁴を利用して、文献のほとんどを英語に翻訳することも可能です。このサービスのさらに詳しい情報は、以下のサイトをご覧ください。
www.epo.org/patents/patent-information/east-asian/translation/K2E-PAT.html

KIPRIS の高度検索機能には、複数の異なる文献番号のフィールドがあります。しかし、「未審査公開番号 (OPN)」と「公開番号 (PN)」と「登録番号 (GN)」を混同してしまう可能性があるため、適切なフィールドを選択するのは必ずしも容易であるとは限りません。



幸運なことに、KIPRIS への入力の様々な番号様式は、以下のようになっています。

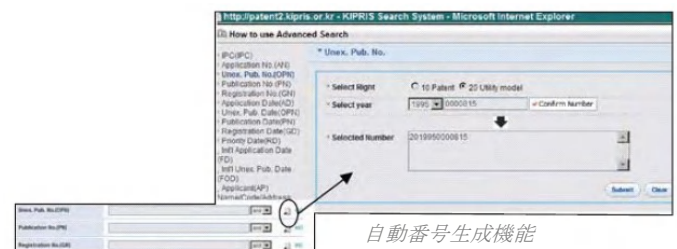
—1997年7月1日以降の B/Y 文献 (Deungnok) : tt-nnnnnnn (例: 10-0003185, 20-0135778)

—他の全ての文献 (Gonggae, Gonggo) : tt-ijjj-nnnnnnn (例: 20-1997-0061027, 10-1995-0000545)

正しい番号様式及び文献タイプを見つけ易くするために、KIPRIS では以下のような実用的な機能を提供しています。

自動番号生成機能

検索フィールドの隣の拡大鏡アイコンをクリックして、フォーマット生成機能を含む新しいウィンドウを開いてください。この機能が、KIPRIS での検索に必要な番号様式を生成します。「Submit」をクリックして、この番号を関連検索



フィールドに自動的にコピーします。

一般検索で簡単な番号検索

もし、検索したい番号がどの文献タイプ (A, U, B など) を表すのかはっきりと分からない場合、次のようにすることができます。「番号検索 (Number Search)」で、検索する番号を「番号を入力 (Enter number)」に入力し、「年度を選択 (Select Year)」のドロップダウンリストで選択します。「特許/実用新案の種類」についてのドロップダウンリストで「全て (Entire)」をクリックします。全書類の一覧が得られ、そこに該当番号が、出願、未審査公開又は公開番号のいずれかとして出てきます。登録番号 (1997年7月より B 書類) は、別の番号様式を有するため表示されません。登録番号は、「特許/実用新案の種類」のドロップダウンリストから「特許登録」又は「実用新案登録」を選択して見つけることができます。

自動番号生成機能

下記の我々のウェブサイトの「バーチャルヘルプデスク」のページで、韓国特許番号についてさらに詳しい情報をご覧ください。
www.epo.org/patents/patent-information/east-asian/helpdesk.html.

あるいは、アジアチームまでご連絡ください。
電話: +43 1 52126 4545
e-mail: asiainfo@epo.org

- 1) 略語の説明
tt = IPR のタイプ (10 は特許, 20 は実用新案); yyyy = 年度; nnnnnnn = 7桁の番号
- 2) 先頭の 0 は原文書の段階から省かれていることよくあります。
- 3) 年度末までに、esp@cenet での韓国特許の取扱い範囲を大幅に拡大すること、並びに英語の要約の対象範囲の不足を補うことが予定されています。
- 4) KIPRIS での他のサービスは全て無料だが、K2E-Pat については、翻訳 1 ページ毎に料金がかかります。

INPI の e-Administration (ネットワークを介した各種の事務管理) プロジェクトの中核における特許情報

フランスは、2009年11月3日から5日に、今年度のEPO特許情報会議をビアリッツで主催します。本誌では、フランスの工業所有権庁(INPI)のシステム情報部長であるFrancois-Regis Hannart氏に、INPIで進行中のe-Administrationプロジェクトについて語っていただきました。

INPIは、年間17,000件以上の特許出願を受理し、2番目に大きな欧州特許庁であり、PCT官庁のリストでは第5位に位置します。出願数の着実な増加を伴うこの躍進により、INPIは組織を再考することになりました。

再考した結果の1つは、2005年のe-Administrationプロジェクトの開始でした。このプロジェクトは、知的財産に関する権利を受理し、処理して普及させるINPI生産ラインの完全な、ユーザー中心の大改正を伴いました。

広範囲に及ぶこのプロジェクトの狙いは2つありました。すなわち、付与手続きの質とスピードを高めること、そしてユーザーに情報を入手し易くさせることです。

このプロジェクトのおかげで、INPIは現在、ユーザーに下記の事項を提供することができます。

FR290291 - PROCEDURE DE TRAITEMENT D'IMAGES D'UN SIMULATEUR	
Recherche: N° de publication: FR290291	
N° et date de publication: FR290291 - 2007-10-26	
N° et date de dépôt: FR295140 - 2006-04-05	
Type de demande: National Application - Brevet d'invention	
CIB, information d'invention: F41A 33/02 - Invention	
CIB, information d'invention: F41G 3/28 - Invention	
CIB, information d'invention: G06T 17/40 - Invention	
CIB, information d'invention: G06B 9/00 - Invention	
Demandeur: GDI SIMULATION - 37 BO DE MONTMORENCY - 75116 PARIS FR - N° Siret: 36320208	
Inventeur: THIERRY VINATIER - 7 RUE JEAN RADINE - 78650 NOISY LE ROI FR	
Mandatant: CABINET SCHMIT CHRISTIEN SCHNAN - 8 PLACE DU PONCEAU - 95000 CERDY FR	
Date de publication du rapport de recherche préliminaire: 2007-10-26	
Date de délivrance: 2009-01-09	
Nombre d'ambles de protection: 4	
Dernier paiement (total ou partiel) d'une annuité: 2009-03-30 - 36,00 €	

INPIはまた、2011年末までに意匠及び実用新案の電子出願を開始する予定です。

この間もずっと、INPIは、ユーザーのニーズを忘れていません。ホームページwww.inpi.fr(1ヶ月に25万件以上のヒットを受ける)から入手可能なサポート及び情報を補足することを目的として、INPIは、オンライン手続きを利用する出願者のための電話相談サービスを開始しました。

—ユーザーが出願を提出して、かつ知的財産に関する権利を追跡し易くする新たなサービス。このサービスは、特許(出願の60%)及び商標(出願の60%、直接オンライン出願と、オンラインフォームを用いた出願からなる)のオンライン出願を含みます。

—特許、商標、意匠及び実用新案、並びにその判例に関する一般に入手可能な情報への無料インターネットアクセス(7月24日)(PIニュース2009年2月号を参照)。これは、特許の無料espacenet、並びに商標、意匠、実用新案、判例及び特許の法的状況に関するデータベースを含みます。

このプロジェクトにより、INPIはわずか2、3年で、手続きを主体とする組織から、サービスを主体とする組織へと移行を遂げました。

特許の分野において、INPIは、欧州特許庁の専門知識、特に、各国特許庁の共通の要件について設計された6つの標準モジュールを含むEPTOSソフトウェアツ



F.R. Hannart, director of systems information at INPI

ールボックスを活用することを、(調査報告でもそうしたように)再度選択しました。

EPOの支援を得て、INPIは、これらのモジュールをフランスの国内手続きの特定のニーズに適応させて、ツールボックスからの全てのモジュールを実施した最初の官庁となりました。

World Patent Information 誌

国際的なピアレビュー誌である「World Patent Information」の最新号（WPI Vol 31(2), 2009）が最近、以下の内容で電子版、印刷版ともに発行されました。

- 医療用途を対象にしたマークッシュ形式検索
- グローバル化する特許業界での PATLIB センターの将来
- 調査が行われない場合は？
- 第3部—最悪中の最悪：複雑な出願でかつ単一性がないとき
- 改正された IPC に対する実際的なアプローチ
- スペインにおける技術と成長（1950～1960）：特許に基づくシュンペータ的革新のパターン

— ラテンアメリカにおける技術情報としての特許

— 欧州の特許情報ユーザー団体の協働

編集者の Mike Blackman は、当雑誌に公開可能な記事の投稿をいつでも歓迎しております。ご連絡はこちらまで。
mblackmanwpi@tiscali.co.uk

内容リストや要約などの当雑誌に関する詳しい情報はこちらで入手できます。

www.elsevier.com/locate/worpat
in

法的状況コード記載計画の進捗

— オーストラリア

Related codes	AU F : 2002332600 A(Patent of invention)
Example record	PRS Date : 2007/09/13 PRS Code : GD Code Expl.: LICENCE REGISTERED NAME OF REQUESTOR : CRUCELL B.V.
Summary description	Licence registered
Document type code	F
Summary impact (+, - or neutral)	
Status :	
Created :	2009-07-27T10:33:03
Modified :	2009-07-27T10:33:03
Source :	Australian Official Journal of Patents or Australian Official Journal of Patents (Supplement).

INPADOC 法的状況データベースに報告される状況を理解するのは、非常に困難な作業となるでしょう。なぜなら、50ヶ国以上の国と、多数の、時には数百もの様々な状況が含まれているのです。

ユーザーをサポートする目的で、EPO は、1990 年代に、ドイツやイギリス及び EPO の報告における様々なイベントの記載を収集しました。

法的状況データベースに含まれる国の数の増加、並びに特許法の発展によって、このコレクションを最新の状態に維持するため必要な処置を取ることが求められています。そこ

で、EPO は、2008 年 8 月、オーストラリアを皮切りに、法的状況記載に関する作業を再開しました。これまでに入手可能なコード記載は、EPO のホームページ¹⁾でご覧いただけます。また、このページには、オーストラリア特許手続きの記載も含まれています。

オーストラリアのコレクションが完了したら（2009 年 9 月）、ニュージーランドと米国のコレクションのコードシートについて作業が開始されま

1) www.epo.org/patents/patent-information/raw-data/useful-tables/australia.html

ロシアからの法的状況データ

ロシアの特許及び実用新案の法的状況は、現在、INPADOC 法的状況データベース及び esp@cenet 上で入手できます。対象となる最初の通知は、2009 年 4 月 10 日のロシア特許公報で発行されたものです。このデータは、その日付にロシアで有効な旧ソビエト連邦からの特許及び実用新案を全て含みます。

EPO は、さらなるバックファイルデータを取得できるかどうかについて ROSPATENT と交渉中です。



ロシアの特許文献

RU	F	2003136148	A	(Patent of invention)
PRS Date :		2009/04/10		
PRS Code :		FA94		
Code Expl.:		- ACKNOWLEDGEMENT OF APPLICATION WITHDRAWN (NON-PAYMENT OF FEES)		
EFFECTIVE DATE:		20090225		

esp@cenet での「RU2003136148A」の例

Innovation Ship 2009

企業における改革及び IP プロセスの最適化

「Innovation Ship 2009」は、ドイツの特許情報プロバイダー「Europatent」が主催するイベントであり、企業の重役、特許弁護士、特許部門の代表者、並びに中小企業の技術部門のリーダーを対象としています。

主催者側によると、本会合の目的は、最近の金融危機によってもたらされている状況及び機会についての見解を参加者に提供することだそうです。

Innovation Ship は、10 月 12 日と 13 日に、ドイツ、バイエルンの MS Starnberg 双胴船並びに Schloss Berg で開催されます。

詳しい情報は、以下のサイトをご覧ください。
www.innovationship.de

重要な電話番号

esp@cenet ヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 4051
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: espacenet@epo.org

電子出版物相談

Tel.: +43 1 52126 2411
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: epal@epo.org

INPADOCヘルプデスク

Tel.: +43 1 52126 115
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: inpadoc@epo.org

アジアの特許情報

Tel.: +43 1 52126 4545
Fax: +43 1 52126 4197
e-mail: asiainfo@epo.org

研修

Tel.: +43 1 52126 1043
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: training.vienna@epo.org

カスタマーサービスセンター

Tel.: +43 1 52126 4547
Fax: +43 1 52126 2491
e-mail: csc@epo.org

定期購読

Tel.: +43 1 52126 4546
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: subs@epo.org

オペレータ通話

Tel.: +43 1 52126 0

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

ウィーンでの“East meets West”

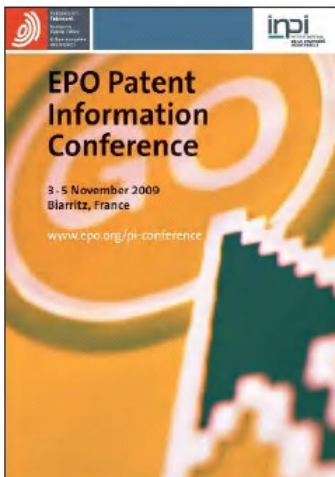
“East meets West in Vienna”の討論会は、アジアからの特許情報専門家と世界中のユーザーが一堂に会する年一回の EPO 行事です。次回の公開討論会は、2010年4月22日と23日に開催されます。今年初めに開催された2009年公開討論会について

の詳しい情報については、www.epo.org/about-us/events/epmw2009.html にアクセスするか、EPO アジア特許情報チーム (asiainfo@epo.org) にご連絡ください。

ビアリッツにおける EPO 特許情報会議

今年度の EPO 特許情報会議は、2009年11月3日から5日に、フランス、ビアリッツの Le Bellevue Conference Centre で開催されます。プログラム、研修コース及び欧州の主要な特許情報展示に関する詳しい情報については、以下の会議ホームページをご覧ください。

www.epo.org/pi-conference

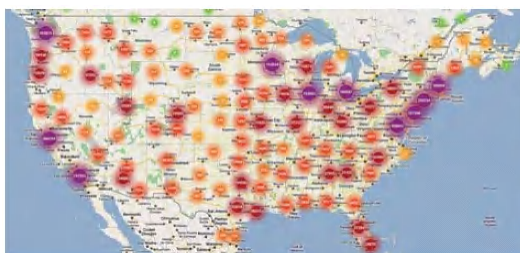


新しいタイプのパテントマップ

FreePatentsOnline は、www.localpatents でパテントマップのサービスを開始しました。これは、Google Maps マッシュアップを用いて、インターネットを使用した、所在地に関する特許調査を提供するものです。三百万件以上の米国特許及び特許出願が、発明者及び譲

渡人の所在する都市の位置をそれぞれ示しています。

パテントマップは、ユーザーが画像を拡大したり、縮小したりすることができるようにし、所定の位置における特許数を示します。



PATIB 2010 会議

PATIB2010 会議は、欧州各国の特許庁及びその特許資料館の会議であり、2010年5月31日から6月2日に、ドイツのドレスデンで開催されます。プログラムが発行される予定で、申し込みは2010年2月末まで受け付けています。

発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes,
寄稿者: V. Gray, F. R. Hannart(INPI), C. Kämmer, D. Lingua, J. Mühl, M. Müller, P. Paris, K. Rowles, D. Shalloe, C. Stratman
デザイン: Atelier 59

Patent Information News

発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしも EPO の見解ではありません。

ESPACE, esp@cenet, は登録商標です。

ISSN 1024-6673